

平成 22 年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

平成 23 年 9 月 22 日
統 計 委 員 会

経緯等

- ・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書として取りまとめ、公表。昨年度に引き続き 2 回目の実施。

審議結果

東日本大震災に係る統計データの提供等を重要な事項として審議し、統計整備等の方向性を取りまとめ。また、昨年度の重要な事項について、その後の措置状況をフォローアップし、施策の推進に当たっての留意事項等を取りまとめ。



(1) 重要検討事項に関する統計整備等の方向性

○ 東日本大震災に係る統計データの提供等

- ・被災により調査対象地域の一部を除外等した場合、可能な限り補完的、補足的な調査や推計などを実施
- ・全国集計値の時系列データの分析等において、利用者の誤解を招かないよう、上記に関する情報を適切に公表・保存

(2) 昨年度の重要検討事項のフォローアップ(留意事項等)

○ 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

- ・関係府省の会議等の場を活用した関係府省との連携・協力、推計マニュアルの段階的な整備
- ・プロジェクトチームにおける組織的・継続的な専門的知見の蓄積・活用、担当チーム間の密接な連携

○ ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用

- ・整備方針に掲げている事項の着実な実現のために必要なリソースの確保等

○ ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・企業・事業所の雇用管理、経営状況、労働者の就業継続等を総合的に把握するための整備を検討

○ 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・既存の雇用・労働統計の中に新たな調査項目を設計する際、他の雇用・労働統計との調査項目間の比較可能性に配慮
- ・同一企業内の就業形態転換の詳細について、既存の雇用・労働統計の中での捕捉可能性の検討

○ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供

- ・二次的利用について対象となる統計調査の拡大や海外からの利用に対する検討が必要
- ・二次的利用等に係る課題は政府統計情報の活用を促す規制改革等の動きにも留意して検討を推進

○ 統計職員等の人材の育成・確保

- ・専門性の高い人材の育成に向けて具体的方策等に結びつく研究の推進や大学等との連携強化を検討
- ・国際対応力の向上のため、一層積極的に国際的動向を把握した上で個別分野に対応する取組が必要

○ 行政記録情報等の活用

- ・個々の申告データの電子化の状況等に十分留意しつつ、保有機関と密接に連携して対応